

令和6年10月から児童手当制度が改正されます。

回 覧

児童手当手続きのご案内



制度改正の影響で手続きが必要と思われる世帯に対し、令和6年9月2日付で通知を送付しております。

1. はじめに

このご案内は、滑川町在住の保護者で高校生以下のお子さんを監護（養育）されている方が対象です。

以下の場合、対象外ですのでご注意ください。

- ①高校生以下のお子さんの父母等が公務員であり、勤務先から児童手当を受給されている場合
- ②町内在住の高校生以下のお子さんで、父母等が町外にあり、他市町村から児童手当を受給されている場合
- ③高校生以下のお子さんが、就労や婚姻等により、既に独立した生活を営んでいる場合

2. 改正内容

①高校生年齢まで支給期間が延長されます。

改正前(現行)	改正後
15 歳年度末 (中学校卒業月まで)	18 歳年度末 (高校卒業月まで)

②所得制限が廃止されます。

改正前(現行)	改正後
所得制限 あり	所得制限 なし

収入に関係なく、支給されます。

③3人目以降のお子さんの支給額が増えます。

改正前(現行)	改正後
高校生年齢のお子さんから年齢順に1人目、2人目と数え、 小学生以下のお子さんが3人目以降となる場合に多子加算が適用	大学生年齢のお子さんから年齢順に1人目、2人目と数え、 高校生以下のお子さんが3人目以降となる場合に多子加算が適用
3人目以降、1人につき 月額 15,000 円	3人目以降、1人につき 月額 30,000 円

④支給月が変わります。

改正前(現行)	改正後
年 3 回 2月、6月、10月 各前月までの4ヶ月分支給	年 6 回 12月、2月、4月、 6月、8月、10月 各前月までの2ヶ月分支給

※第3子以降のカウント方法については裏面をご覧ください。



3. 改正後の支給額

	第1子、第2子	第3子以降（多子加算）
3歳未満 (0～2歳児)	1人につき 15,000 円（月額）	1人につき 30,000 円（月額）
3歳以上 18 歳年度末まで	1人につき 10,000 円（月額）	大学生年齢のお子さんから年齢順に1人目、2人目と数え、高校生以下のお子さんが3人目以降となる場合、月額30,000円になります。

4. 第3子カウントについて（多子加算）

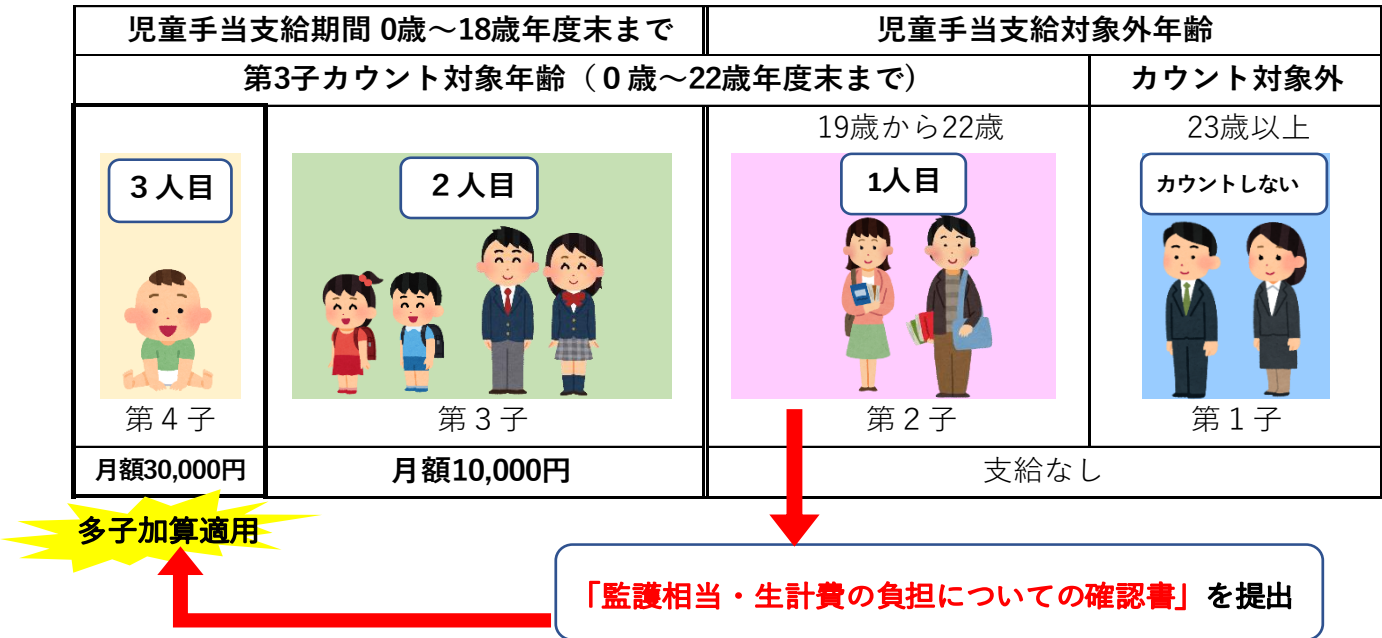
以下のように、保護者が監護（養育）している子どもが3人以上いる世帯で第1子が23歳以上の場合、23歳以上のお子さんはカウント対象外のため、第2子にあたる22歳以下のお子さんから1人目とカウントし、3人目以降のお子さんのみ、月額3万円の児童手当が支給されます。

ただし、就労や婚姻等により既に保護者から独立した生活を営んでいる場合は、対象外ですので、第1子としてのカウントは適用されません。

カウント対象となるお子さん（18歳の3月31日以降～22歳の3月31日までのお子さん）の養育に関するの申立てには、「監護相当・生計費の負担についての確認書」の提出が必要となります。

大学生に限らず、短大、専門学校、アルバイト、家事手伝い、無職（大学生世代）の場合はカウント対象となるため、必ず「監護相当・生計費の負担についての確認書」をご提出ください。また監護をしている事実がある場合は、同居・別居は問いません。

※その際には、大学生世代のお子さんの状況を確認するために、学生証等の確認を行う場合があります。



5. 手続きに必要な書類

- 児童手当請求者名義の口座確認書類（預金通帳またはキャッシュカード等の写し）
- 家族全員の個人番号が分かるもの（マイナンバーカード、通知カードまたは個人番号記載の住民票）
- 単身赴任等さまざまな理由で児童または配偶者と別居されている場合、別居している児童と配偶者の個人番号、住所の情報。
- 18歳の3月31日～22歳の3月31日に該当するお子さんで、多子加算のカウントに該当する場合、そのお子さんの住所、学校名等情報。
- 離婚協議中で配偶者と別居している。または配偶者からの暴力等により、住民票の住所地が滑川町ではない方は、別途添付書類の提出が必要となりますので、福祉課までお問合せください。

6. よくある質問

Q1. 現在の受給者は父だが、母へ受給者を変更したい。
A. 原則として収入が高い方が児童手当請求者となりますので、変更はできません。

Q2. 児童手当の受取口座を子ども自身の口座にしたい。
A. 児童手当の受取口座は、児童手当請求者名義でなければなりませんので、お子さん名義の口座にすることはできません。

Q3. 児童手当請求者が仕事の都合で海外に転出し、配偶者と子どもは日本国内に残って生活をするが、児童手当は引き続き受け取ることが可能か
A. 児童手当請求者が日本国内に住所を有することが必須です。そのため児童手当請求者は資格消滅となり、新たに配偶者が児童手当請求者として認定申請していただくことになります。

Q4. 今まで町から児童手当を受給していたが、公務員採用となった。児童手当の手続きは不要か
A. 公務員は市町村からではなく、職場から児童手当が支給されます。よって、公務員採用または退職された場合は、速やかに福祉課までお手続きをお願いいたします。手続きが遅れますと、認定が遅れた期間の児童手当が支給されない場合がございますので、ご注意ください。

Q5. 制度改正後も毎年6月の児童手当現況届は不要か
A. 令和4年度制度改正により、一部の方を除き原則現況届は不要となりましたが、今回の制度改正ではその点について、変更はありません。しかし、新たに現況届の提出が必要となる方がいますのでご注意ください。

現況届が必要な方は以下に該当する方です。（現行法から変更なし）

- ①配偶者からの暴力等により、住民票の住所地が滑川町ではない方
- ②児童の戸籍や住民票がない方
- ③離婚協議中で配偶者と別居されている方
- ④法人である未成年後見人、施設等の受給者の方
- ⑤その他、滑川町から提出の案内があった方（児童と別居している方）

新たに現況届の提出が必要となる方

「監護相当・生計費の負担についての確認書」提出時に、当該児童が専門学校、または短大等に進学し、多子加算対象年齢の22歳年度末到達前に卒業予定年月を迎える方については、卒業後も引き続き児童手当受給者による当該児童の監護相当・生計費の負担していることの確認をいたします。

初回支給12月に反映できる最終受付日(以降は次回2月支給に反映します。)

手続期限:令和6年10月31日(木)まで

福祉課窓口までお手続きをお願いいたします。

ご不明な点等ございましたら福祉課こども福祉担当までお問合せください。
滑川町役場福祉課こども福祉担当
0493-56-2056（直通）
※電話が混み合うことが予想されます。恐れ入りますが時間に余裕をもってご連絡ください。

児童手当制度改正 手続き要否フローチャート

以下のご質問に「はい」、「いいえ」でお答えください。

① 現在、滑川町から児童手当の支給を受けていますか？

※勤務先から児童手当の支給を受けている公務員は、勤務先で手続きをお願いいたします。
※特例給付(5,000円/1人当たりの月額)を受けている方も「はい」とお答えください。

はい

② 高校生以上のお子さん（H18.4.2～H21.4.1生）がいますか？

※お子さんの住民登録が町外にある場合、別居監護手続きを行うと児童手当が加算されます。（お子さん自身が既に就職・婚姻等により独立して生活をしている場合を除く。） 詳細は福祉課へお問合せください。

はい

③ 大学生世代（H14.4.2～H18.4.1生）の方がいて、年齢順にその人を1人目と数えた時、18歳以下のお子さんが3人目以降となりますか？

はい

手続きが必要です。

「監護相当・生計費の負担についての確認書」を提出してください。

いいえ

原則、手続きは不要です。

【高校生以下のお子さんが3人以上いる場合】
児童手当の支給期間・支給額を変更します。

【高校生以下のお子さんが1人、または2人いる場合】
支給期間の延長をしますが、児童手当の支給額は変わりません。

いいえ

いいえ

手続きが必要です。

※令和4年度6月現況時から高所得により児童手当が受けられなかった方
※児童手当を受けていない方で高校生世代のお子さんがある家庭

令和6年8月1日時点で滑川町に住民票を有さない受給者、または対象児童がいる世帯は通知が届かない場合があります。手続きが必要な方で、町から通知が届かなかった方は、恐れ入りますが福祉課までご連絡ください。